



2023年4月21日

各 位

会 社 名 スルガ銀行株式会社
代 表 者 名 取締役社長 嵯峨 行介
(コード番号 8358 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役員 佐藤 富士夫
総合企画本部長
(TEL : 03-3279-5536)

当社幹部社員に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ

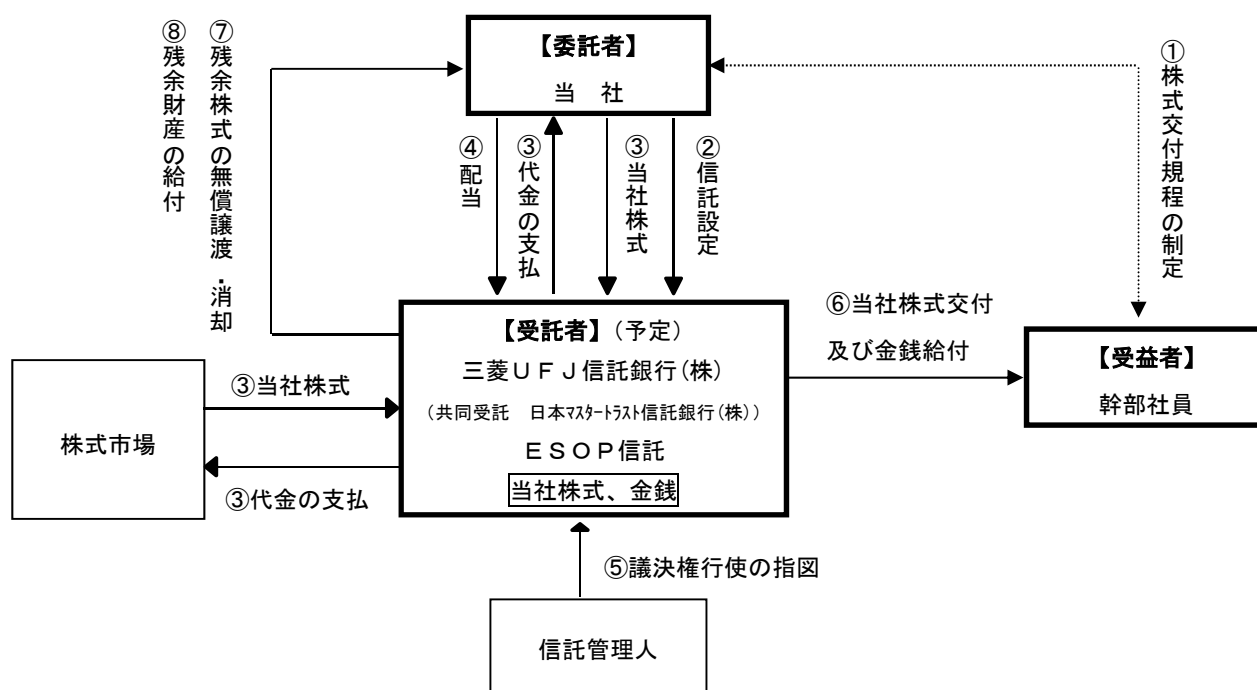
当社は、本日開催の取締役会において、当社の営業店並びに各本部の所属長等で構成する幹部社員（国内非居住者を除く。以下「幹部社員」という。）に対して株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的等

- (1) 当社は、本日公表した中期経営計画 “Re : Start2025 Phase 2” の検討において、社員を貴重な人的資本として捉え、持続的な企業価値向上を目指す、人的資本投資の施策について協議を重ねてまいりました。その結果、施策の一つとして、幹部社員を対象に、エンゲージメントを高め、かつ株主さまとの利害を共有し、人材の価値を引き出しながら、長期的な視点で企業価値向上への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入することといたしました。
- (2) 幹部社員に対する株式報酬制度は、株式付与ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「ESOP信託」という。）と称される仕組みを採用します。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にしたインセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する幹部社員に、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を退職時に交付及び給付（以下「交付等」という。）するものです。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、取締役会決議等の必要な手続きを経て本制度に係る株式交付規程を制定します。
- ② 当社は信託契約に基づき金銭を信託し、退職等の受益者要件を充足する幹部社員を受益者とする信託（以下「本信託」という。）を設定します。
- ③ 受託者は、信託管理人の指図に従い、②で抛出された金銭を原資として、予め定める取得期間中に当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。
- ④ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人の指図に従って議決権を行使します。
- ⑥ 当社の株式交付規程に従い、信託期間中に退職等の受益者要件を満たした幹部社員は、本信託から当社株式等の交付等を受けます。
- ⑦ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び本信託への追加抛出を行うことにより、本制度又はこれと同種のインセンティブ・プランとして本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑧ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び受益者たる幹部社員と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 信託期間中、本信託内の株式数が受益者要件を満たした幹部社員に対する交付等株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 幹部社員に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）） |
| ⑤受益者 | 幹部社員のうち退職等の受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 2023年8月（予定） |
| ⑧信託の期間 | 2023年8月（予定）～2026年8月末日（予定） |
| ⑨制度開始日 | 2023年8月（予定） |
| ⑩議決権行使 | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の金額 | 1.7億円（予定）（信託報酬及び信託費用を含む） |
| ⑬株式の取得時期 | 2023年8月（予定） |
| ⑭株式の取得方法 | 株式市場または当社（自己株式処分）から取得 |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |
| ⑯残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

以 上